

平成26年11月21日

議員各位

議員会館課

## 解散後の議員会館の使用について

解散後における議員事務室及び会議室等の使用は、先例により下記のとおりになっておりますので、御了承願います。

### 記

#### 1 議員事務室の使用について

議員事務室の使用は、総選挙の公示日の前日までとなっております。

ただし、引きつづき立候補された方につきましては総選挙結果が判明するまで使用いただけます。

なお、総選挙結果が判明した後は、速やかに御協力願います。

#### 2 会議室等の使用について

会議室等は、解散時以前に申し込みをされているもの限り、総選挙の公示日の前日まで使用することができます。

問合せ先 議員会館課（内線69001）